

警察術科技能検定に関する訓令

〔昭和29.8.5 警察庁訓令第10号〕

(概要)

逮捕術、けん銃操法及び救急法は、警察官の職務を適正に遂行するために必要な技能であり、これらの技能に関する教養の成果を確認することは、これらの普及徹底を図るために必要なことである。

本訓令は、逮捕術、けん銃操法及び救急法についての技能検定に関する基準等を定めたものであり、その主な内容は、

- 逮捕術級位合格基準
(初級、中級及び上級の合格基準)
- けん銃操法級位合格基準
(初級、中級及び上級の合格基準)
- 救急法級位合格基準
(初級及び上級の合格基準)

等である。